

五條市通学路交通安全プログラム

令和6年11月

五條市

1 プログラムの目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行い、関係機関の連携を図るため「五條市通学路安全推進協議会」を設置し、「五條市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 五條市通学路安全推進協議会構成メンバー

(1) 教育委員会関係者

- ・五條市教育委員会教育長
- ・五條市教育委員会事務局（教育総務課長）
- ・五條市教育委員会事務局（学校教育課長）
- ・五條市教育委員会事務局（子ども未来課長）

(2) 学校関係者

- ・市内各小中学校長

(3) 道路管理者

- ・五條市長
- ・五條市役所都市整備部（土木管理課長）
- ・国土交通省奈良国道事務所（管理第二課長）
- ・国土交通省奈良国道事務所（橿原維持出張所長）
- ・奈良県五條土木事務所（計画調整課長）

(4) 交通安全関係

- ・五條市役所危機統括室（危機管理課長）
- ・五條警察署（交通課長）

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も点検を継続するとともに、対策実施後、効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 危険箇所の抽出

全ての通学路について、小学校教職員、保護者等を含めた学校関係者（以下「学校関係者」という。）により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出を行います。

「通学路安全対策必要箇所報告書」及び「対策必要箇所図」を作成し、五條市通学路安全推進協議会事務局（以下「事務局」という。）へ提出します。

(3) 五條市通学路安全推進協議会

各小学校から提出された危険箇所の調査報告は、事務局で取りまとめ、五條市通学路安全推進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体による合同点検を実施します。

合同点検で決定した対策案等を本協議会にて報告し、承認されることによって対策を決定します。この決定に沿って、効果的な通学路の安全対策の実施に向けて取り組んでいきます。

(4) 合同点検の実施

小学校別に教育委員会関係者、学校関係者、道路管理者、交通安全管理者等が参加する合同点検を1年に1回行います。

(5) 対策案の検討

合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、通学路変更、交通安全教育及び見守り支援のようなソフト対策などを必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(6) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの（ラインの塗替え、路面標示の設置等）については、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施していきます。

また、中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置等）については、可能な限り暫定的な対策を講じます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置改善した後、教育委員会及び学校から改善箇所の説明、対策内容を児童生徒、関係保護者に対し、お知らせすることで施設の効果的な運用を図ります。

(7) 対策効果の検証と対策の改善・充実

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、学校関係者への聞き取り等や次回の通学路交通安全プログラムに該当箇所が危険箇所として報告されるかどうかにより把握し、対策内容の改善や充実を図ります。

また、地権者との交渉が必要な箇所については、地元自治会等の協力を得ながら対策を講じます。

4 対策箇所一覧表の公表

小学校区ごとの対策内容及び対策実施状況については、本市のホームページに掲載します。

5 通学路の安全対策実施のための事務手続の流れ

